

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、事業特性や当社を取り巻く環境等を踏まえ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行い、適切に業務執行できるよう以下の基本方針に従ってコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

- (1) 株主の権利を尊重し株主の実質的な平等性を確保するとともに、権利行使を適切に行うための環境の整備に努めます。
- (2) すべてのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組み、透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会及び監査等委員会は、(i) 企業戦略等の大きな方向性の明示、(ii) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備、(iii) 経営陣（執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督等、それぞれの役割・責務を適切に果たすよう努めます。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行うよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－3. 資本政策の基本的な方針】

当社の資本政策の基本的な方針は以下のとおりです。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、成長戦略への投資と種々のリスク対応を考慮した株主資本の水準を保持することを資本政策の基本とします。このため当社は、経営指標や財務指標の目標値を設定し、健全な財務基盤の構築を目指します。また、利益配分に関しては、「業績を反映した株主還元」を基本として、経営基盤強化に向けた内部留保の必要性和安定配当の維持にも意を払いつつ決定します。さらに、増資に際しては、既存株主を不当に害することのないように行います。

【原則1－4. 政策保有株式】

当社における政策保有株式の保有は、取引先や提携先との関係及び連携の強化を図ることを目的とし、必要かつ適切と認められる範囲で行うことを基本としています。

政策保有株式については、毎年取締役会において、その狙い及び合理性を確認し、かつ資本コスト等を踏まえた採算性についても精査し経済合理性等を含め検証したうえで、保有を継続するかどうか判断しています。検証の結果、保有の合理性が乏しいと判断される銘柄については売却を行い、縮減を図ります。また、政策保有株式の議決権行使に当たっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上を通じて当社株主の利益を図ることを基本的な考え方としてその判断を行っています。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引、利益相反のおそれがある当社と取締役間の取引については、事前に取締役会において審議し承認を得ています。また、主要株主との重要な取引については、当社の独立性確保の観点から、その取引条件等について事前に取締役会において審議し承認を得ています。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、企業年金担当者への教育等によりその資質の向上を図るとともに、所管の管理部門責任者が年金資産の運用状況を定期的にモニタリングすることを通じて、年金資産の運用の適正化を図っています。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(i) 当社は、経営理念、経営戦略、経営計画等について、当社ウェブサイト (<https://www.toho-titanium.co.jp/>)、株主総会、決算説明会等で開示しています。

(ii) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載のとおりです。

(iii) 取締役及び経営陣幹部の報酬は、適切なインセンティブ付与につながる一部業績連動型報酬制度を基本とし、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討したうえで、取締役会にて決定しています。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名は、企画、製造、技術、財務、会計、法務、経営など各分野において豊富な知識と経験を有し、当社の中長期的な企業価値の向上のために的確な助言及び判断ができるなど、それぞれの役割・責務を十分に果たし得る人材を候補者とするを方針とし、取締役会にて決定しています。経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名においては、取締役会決議の前に独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討を行っています。

経営陣幹部の解任については、経営陣幹部がその役割・責務を十分に果たしていないと認められる場合、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討のうえ、取締役会にて決議し、株主総会に付議しています。

(v) 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名の理由並びに経営陣幹部の解任の理由は、定時株主総会招集通知参考書類等にて開示します。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4－1－1】

当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。取締役会は、会社の持続的

な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、企業戦略その他会社の重要事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行う役割・責務を果たすとの観点から、法令・定款上、取締役会が決定すべきとされている事項及びその他社内規則で取締役会に付議することが定められている事項以外の決定については、執行役員に権限移譲するとともに、取締役会は、執行役員の業務執行状況の監督を行っています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従って独立性の判断を行い、人選に当たっては、企画、技術、財務、法務、経営など各専門分野において豊富な経験を有し、優れた人格と見識を持ち、当社の企業価値の向上に貢献し得る人材であることを基準として独立社外取締役を選任しています。

【原則4-11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

（補充原則4-11-1）

当社は、独立社外取締役を2名以上選任しています。取締役候補者は、以下の要件を満たす者より選定することとし、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討し、取締役会で決定しています。

- (1) 取締役の役割・責務を十分に果たし得る者
- (2) 企画、製造、技術、財務、会計、法務、経営など各分野において豊富な知識と経験を有する者
- (3) 当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者
- (4) 社会的信用を有する者
- (5) 当社の中長期的な企業価値の向上のために的確な助言及び判断のできる者

（補充原則4-11-2）

当社は、取締役の他の上場会社との役員の兼任状況について、毎年、事業報告の中で開示しています。

（補充原則4-11-3）

当社の取締役会は、社外を含む取締役を対象としたアンケートを行い、その分析・評価を「人事・報酬等諮問委員会」において検討したうえで、取締役会の実効性について評価を実施しました。

分析の結果、取締役会の役割・責務、取締役会及び関連する機関の設計・構成、取締役会における審議の充実等の項目について、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しています。

【原則4-14. 取締役のトレーニング】

（補充原則4-14-2）

当社は、取締役がその役割と責務を理解し、これらを果たすため、以下の方針によりトレーニングを実施しています。

- ① 社外取締役が新たに就任する場合、取締役会での審議の活性化を図るため、当社事業内容（事業計画・戦略、財務、組織等）及び事業課題の説明（工場視察を含む）、経営陣幹部との対話など、当社事業内容を理解する機会を提供する。また、必要に応じて、これを継続的に更新する機会を設ける。
- ② 新任取締役の就任に際し、その役割と法的責任を含む責務についての外部セミナー等への参加など研修を実施する。就任後も必要に応じて研修を継続する。
- ③ 上記のための費用は当社の負担とする。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

- (1) 当社は、株主からの対話等の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応する。
- (2) 当社は、社長をトップとして、経営企画部長をIR担当責任者としてIR活動を実施する。IR担当は経理部門、総務部門及びその他関連部署と連携し、正確かつタイムリーな情報開示に努める。
- (3) 具体的な株主等との対話等として、定時株主総会、決算説明会、個人株主からの問合せ対応、機関投資家取材対応等に取り組む。上記対話等における株主等からの意見については、取締役会において報告し、必要に応じて対応を検討・実施する。
- (4) 経営戦略に関する未公表情報はもとより、四半期毎の決算発表前においては、決算期日から決算発表日まではサイレント期間とし、またインサイダー取引防止に関する社内規則に従い未公表の決算や見通し数値などのインサイダー情報の取扱いに留意する。
- (5) 株主総会及び年2回開催の決算説明会では、当社社長及び関係取締役が会社の状況及び経営戦略等の説明を行う。また、個人株主や機関投資家との対話については、経営企画部長がIR窓口として対応することを基本とする。
- (6) 当社は、半期毎に株主名簿等により株主構成を確認し、IR活動に活用する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JX金属株式会社	35,859,400	50.38
日本製鉄株式会社	3,500,000	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,692,600	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	939,200	1.32
MSIP CLIENT SECURITIES	776,100	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	719,900	1.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	695,371	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 385151	526,224	0.74
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	486,597	0.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	475,100	0.67

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	ENEOSホールディングス株式会社（上場：東京）（コード）5020

補足説明

当社の株式を所有する直接の親会社はJX金属株式会社となります。ENEOSホールディングス株式会社（旧商号：JXTGホールディングス株式会社）はJX金属株式会社の親会社であり、当社株式を間接所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社グループとの関係については、当社の自主性・独立性を確保したうえで、当社にとってのメリット等を考慮し、適宜連携・協力しあうことを基本とし、取引の可否、条件等は、都度協議・交渉を行ったうえで決定することとしております。
親会社グループとの重要な取引については、当社の独立性確保の観点から、その取引条件等、事前に取り締役会において審議し承認を得ることとしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

（親会社であるENEOSホールディングス株式会社との関係）
親会社グループとの取引等に関する基本方針は、上記4に記載のとおりです。
同グループのJX金属株式会社との間においては、当社から同社への高純度チタンの販売、同社から当社への各種金属の溶解加工委託等の取引があります。また、同社との間では、技術開発、新規事業開発等の分野において、グループシナジーの創出を目指した各種コラボレーションに取り組んでおります。
同社との取引に際しては、都度協議・交渉を行ったうえで、他の取引先と比較して当社にとって不利益ではない条件で取引することとしているため、少数株主の保護は図られていると考えております。
当社は独自の判断で事業運営を行っており、ENEOSグループとの間に、当社の事業上の制約となるような契約はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
越川 和弘	他の会社の出身者					△						
井窪 保彦	弁護士											
大蔵 公治	他の会社の出身者								△			
正親町 義彦	他の会社の出身者					△			△			
千崎 滋子	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越川 和弘			----	越川氏は、日本製鉄株式会社において棒線事業部長及びチタン事業部長を歴任し、鉄鋼及びチタンの事業・業界に関する豊富な知識と経験を有しております。また、同社において執行役員として経営に携わっております。

井窪 保彦		○	---	井窪氏は、弁護士として長年企業法務の各分野に携わっており、豊富な専門的知識と経験を有しております。 同氏は、2015年6月に当社の社外取締役就任し、その知識・経験を活かした意見、助言は、当社の重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上に資しております。 なお、同氏と当社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。
大蔵 公治		○	大蔵氏は、当社の原料鉱石の仕入先である三井物産株式会社に勤務しておりましたが、2015年に同社を退職いたしました。当社の同社からの仕入額は年間29億円(2020年3月期実績)であります。	大蔵氏は、三井物産株式会社において、米国法人の副社長、金属事業部門の部長を歴任し、また同社が出資する資源投資会社の経営に携わるなど、金属事業分野及び企業経営に関する豊富な経験と実績を有しております。 同氏は、2019年6月に当社の社外取締役就任し、その知識・経験を活かした意見、助言は、当社の重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上に資しております。 なお、同氏と当社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。
正親町 義彦	○	○	正親町氏は、当社の主要借入先である株式会社みずほ銀行の前身である株式会社日本興業銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の出身であり、2005年に同行を退職しました。当社は2020年3月31日現在で株式会社みずほ銀行から54億円の借入があります。 また、同氏は当社の四塩化チタン等の販売先である東ソー株式会社に勤務しておりましたが、2016年に同社を退職しました。当社から同社への販売額は当社単体の売上高の1%未満(2020年3月期実績)であります。	正親町氏は、銀行において企業審査等に長年携わり、中国法人において総経理を務めた経験があり、企業経営に関する経験を有しております。また、2016年6月に当社社外監査役に就任し、取締役の職務の執行を監査しております。 なお、同氏と当社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。
千崎 滋子	○	○	---	千崎氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援、不正事例調査等の業務に従事しており、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な知識と経験を有しております。また、2019年6月に当社社外監査役に就任し、取締役の職務の執行を監査しております。 なお、同氏と当社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会をサポートする専任のスタッフは配置しておりませんが、総務人事部が必要に応じて補助業務を行うほか、当社の経営陣及び内部監査担当部署が監査等委員会ときめ細かな連絡を行うことにより、当社の現状に関する情報提供を行っております。
監査等委員会の職務を補助する使用人の体制は、監査等委員会の意見を踏まえて決定いたします。監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置く場合、当該使用人の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定いたします。補助使用人の職務については、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するための必要な措置を講じることといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人とは、定期的に連絡会を開催し、監査体制、監査計画及び監査実施結果等について報告及び意見交換を行います。監査等委員会と内部監査部門とは、定期的及び必要に応じ随時、打合せを開催し、監査方針、監査計画、監査留意事項等について意見交換を行います。それぞれの監査結果については、相互に連絡・報告を行います。また、必要に応じて、共同で監査を行います。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役・経営陣幹部の人事（CEOの選解任を含みます）及び報酬に関する事項、取締役会の実効性に関する評価等について審議し、取締役会に答申することを目的としております。
代表取締役及び取締役会が指名する独立社外取締役をもって構成し、年1回以上開催しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役賞与は、各事業年度ごとに、当該事業年度中に在任した取締役に対して、連結業績（連結経常利益）に応じて事業年度終了後に一括して支給いたします。その支給・不支給及び各取締役に対する金額等は取締役会にて決定するものとしています。ただし、代表取締役社長は、取締役会の委任に基づき一定の割合の範囲内で個人別の賞与の額を増減することができるものとしています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期に係る当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は、以下のとおりであります。
（1）報酬
取締役（監査等委員を除く） 9名 138百万円（うち社外取締役 2名 12百万円）
監査等委員である取締役 3名 24百万円（うち社外取締役2名 9百万円）

監査役 3名 7百万円 (うち社外監査役 2名 2百万円)

(2) 賞与

支給なし

(注) 上記監査役の報酬は、2020年6月18日の監査等委員会設置会社へ移行する前の期間に係る報酬額です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

取締役の報酬は、各人の職責、当社の業績等に応じた適正な水準とすることを基本とし、固定報酬である基本報酬と企業価値向上に向けたインセンティブとしての業績連動報酬をもって構成する。ただし、業務を執行しない取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬 (金銭報酬) とし、求められる能力及び責任を総合的に勘案して役職ごとの具体的金額を取締役会において定める。ただし、業務を執行しない取締役の基本報酬の金額は、一般水準等を考慮の上、代表取締役社長が取締役会の委任に基づき決定する。

取締役 (業務を執行しない取締役を除く。) の業績連動報酬として、各事業年度の当社の連結業績に連動する賞与 (金銭報酬) を事業年度終了後に一括して支給する。

取締役の賞与の算定方法等の詳細は、人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、その答申に基づき取締役会において定める。ただし、代表取締役社長は、取締役会の委任に基づき一定の割合の範囲内で個人別の賞与の額を増減することができる。

なお、業績連動報酬 (賞与) は、過大とならないよう、あらかじめ取締役会で上限を定める。

【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役をサポートする専任のスタッフは配置しておりませんが、総務人事部が必要に応じ補助業務を行うほか、当社の担当取締役が社外取締役ときめ細かな連絡を行うことにより、当社の現状に関する情報提供を行っております。また、重要議案の取締役会付議に当たっては、事前に個別説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行

経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しております。

取締役会は、当社及び当社グループに関する重要な事項の意思決定を行うほか、経営方針、戦略、計画の策定を担当します (2020年度は13回開催)。社外取締役からは、取締役会において専門的知識を活かした意見、助言を頂いております。執行役員は、取締役会から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負います。

経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤の監査等委員である取締役 (2020年6月18日の監査等委員会設置会社移行前は常勤監査役) 及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を開催し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っております (2020年度は29回開催)。

以上の体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行っております。

(2) 監督

業務執行のうち、一定の重要事項については、事前に取り締り会若しくは執行役員会の承認又は社長その他の決裁権者の決裁を経ることとしており、その具体的基準は社内規程で定めております。

また、執行役員会において、定期的に、全社及び部門別の収支見通し、全社及び部門別の月次決算、各部門の課題進捗状況を報告しており、これにより業務執行状況をきめ細かく監督しております。

取締役会においては、定期的に、業務・業績の概況報告を行っております。

(3) 監査

ア監査等委員会による監査

会社法に基づき、取締役の職務執行及び会計・計算書類の監査を行っております。監査においては、コンプライアンス及び内部統制に関する事項の整備、運用状況を中心に、予防監査に重点を置いております。

監査は、年間の監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、稟議書その他業務執行に関する重要な書類の閲覧並びに業務ヒアリング、往査、その他の方法による調査により行っております。

監査の過程において必要であると認めたときは、都度、改善指導を行っております。また、業務ヒアリングの結果に基づき、監査調書を作成し、代表取締役社長及び被監査部門の担当執行役員に提出しております。年間の監査結果に基づき、監査等委員会で審議のうえ、監査報告書を取りまとめ、代表取締役社長に提出しております (2020年度は監査等委員会を9回開催。2020年6月18日の監査等委員会設置会社移行前は、監査役及び監査役会が監査を実施。)。

イ会計監査人監査

会社法及び金融商品取引法に基づき、計算書類、連結計算書類、有価証券報告書、四半期報告書の監査を行っております。

当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人であります。

ウ内部監査

経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的に、当社の内部監査規則に基づき実施しております。

担当部署は、主として内部統制推進室であり、必要に応じ同室以外の者が臨時監査担当者として協力しております。

監査は、年間の監査計画に基づき、実地監査若しくは書面監査又はこれらの併用により行っております。

監査結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、改善要望事項等がある場合には被監査部門に通知し、その改善実施の状況を報告しております。

以上の体制のもと、経営に対する実効的監査を行っております。

(4) 指名

経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名は、企画、製造、技術、財務、会計、法務、経営など各分野において豊富な知識と経験を有し、当社の中長期的な企業価値の向上のために的確な助言及び判断ができるなど、それぞれの役割・責務を十分に果たし得る人材を候補者とするを方針とし、取締役会にて決定しております。経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名については、取締役会決議の前に独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討を行っております。

(5) 報酬

取締役の報酬について、当社は、定款の定めに従って、株主総会にてその報酬総額の限度額を決議しております。取締役及び経営陣幹部の報

酬は、適切なインセンティブ付与につながる一部業績連動型報酬制度を基本とし、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討したうえで、取締役会にて決定しております。

(6) 責任限定契約

業務執行取締役等を除く取締役の全員と賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレート・ガバナンスの体制」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年の定時株主総会の招集通知は2020年5月29日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年の定時株主総会は2020年6月18日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英訳し、東京証券取引所及び当社のウェブサイトにて公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにてディスクロージャーポリシーを公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算の説明会をそれぞれ開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務諸表、決算短信、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部 IR担当役員:経営管理本部長	
その他	業績情報だけでなく、経営方針や経営戦略、事業環境、経営課題などを積極的かつ明瞭に開示するように努めております。また、アナリスト説明会等で使用した資料は、当社ウェブサイト上で公開するなど、公平な情報開示に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東邦チタニウムグループの「企業倫理規範」において、顧客、株主、従業員、地域社会等幅広いステークホルダーの立場を尊重し、法令遵守はもとより社会規範・企業倫理に則って誠実に行動すべき旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、公益活動として、医療現場での深刻な医療防護具不足の解消を支援するため、チタン製フレームのフェイスシールドを神奈川県茅ヶ崎市と福岡県北九州市に寄付しました。 また、地域社会への貢献活動として、工場見学会を通じた学校の教育・研修活動への支援やサッカー部の活動等を通じた地元少年スポーツへの支援などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業活動に関する情報を積極的かつ公正に開示することにより、経営の透明性を高めて、幅広いステークホルダーとのコミュニケーションを図ることを方針としております。
その他	従業員に対しては、能力に応じた男女同一処遇を徹底しており、女性も技術系職種、事務系職種それぞれの第一線で活躍しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の執行に当たり、国内及び海外の関連法令、社内の規程、通達等を遵守し、公正で健全な事業活動を行う。
- (2) (1)を徹底するため、当社グループの「企業倫理規範」を取締役、執行役員及び使用人に周知し、同規範に基づく継続的な教育・研修を通じ、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期す。
- (3) 内部監査担当部署は、毎年、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示する。
- (4) 社長の下に企業倫理推進責任者及び企業倫理推進委員会を設置する。企業倫理推進委員会では、法令遵守に関するグループ方針の策定や遵守状況のチェックなどのほか、当社グループの全体的な対応を必要とする事項などに関する検討を行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要は正を行う。
- (6) 取締役会の適正な運営を図るため、取締役会規則を制定する。取締役会は、同規則に基づき、十分な審議を経て、当社グループの経営方針・戦略・計画、その他重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。取締役は、この報告を適切に行う。また、社外取締役が取締役会に出席して審議に加わることで、重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上を図る。
- (7) 法令違反行為の早期発見及び早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士とも連携した内部通報制度(コンプライアンスホットライン制度)を整備・運用する。
- (8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固たる態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る議決書、議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程に従い、適切に作成、保存及び管理(廃棄を含む。)を行う。
- (2) 営業秘密(技術情報、販売情報等)、重要な内部情報及び個人情報等を適切に取り扱うための規程類を整備・運用する。また、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (3) 会社法等の法令及び証券取引所の規則を遵守し、会社情報の適時、適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の継続的な発展のためには、事業運営に伴う損失の危険(リスク)を適切に把握・管理し、損害の発生・拡大を防止する体制の確立が不可欠である。特に、事故・災害や環境汚染を起こさないこと並びに品質不良や品質トラブルを発生させないことは、製造会社として、最も重視しなければならない事項であることを強く認識する。
- (2) この認識の下、リスク管理規程を制定してリスク管理基本方針を定め、取締役会の下にリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性、各リスクテーマ共通の仕組みの検討、協議・承認等を行う。
- (3) 当社グループにおいては以下の事項を継続的に実施し、リスクの管理に万全を期す。
 - ① 各業務におけるリスクの認識と重要度の評価
 - ② リスクの予防策、発生時の対応策の策定(マニュアル化)並びにその見直し
 - ③ 教育・訓練の徹底
 - ④ 以上の実施状況の確認とフォロー
- (4) 経営に重大な影響を及ぼす地震、重大事故等が発生した場合に備え、情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制及び規程類を整備・運用する。
- (5) 事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握・評価し、必要に応じその回避又は軽減のための対応策を織り込む。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、それぞれの社内規程において組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- (2) 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会又は社長から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負う。
- (3) 当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査等委員及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行う。
- (4) かかる体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制システムの構築に当たっては、子会社を含めた「東邦チタニウムグループ」として取り組むことを基本とする。
- (2) 子会社の事業運営については、グループ経営会議等を通じグループの方針の伝達・徹底を図るとともに、当社が子会社の予算、事業計画等を承認し、実施状況のモニタリングを実施する。
- (3) 子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を行う。
- (4) 子会社における一定の重要事項については、事前に当社の社内規程に基づく決裁を経てから実施することとする。
- (5) 親会社の企業集団においては、当社は独立の上場会社であり、内部統制システムの構築については独立して取り組むことを基本とする。但し、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。

6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準及び監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の体制は、監査等委員会の意見を踏まえて決定する。監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置く場合、当該使用人の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。補助使用人の職務については、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するための必要な措置を講じる。
- (3) 監査等委員及び補助使用人が必要な執行役員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査等委員会の求める事項について、適切な報告が行われるよう体制を整備・運用する。
- (4) 当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、当社又は子会社において、重大な法令・定款違反若しくはそのおそれが生じたとき、又は不正行為の事実若しくは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (5) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用する。
- (6) 社長その他の経営陣は、監査等委員会と随時会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行う。
- (7) 内部監査・内部統制担当部署は、内部監査の計画及び状況並びに内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に定期的に及び必要の都度報告し、監査等委員会と緊密な連携を保つ。
- (8) 監査等委員及び補助使用人の職務の執行に係る費用又は債務については、会社法の規定(第399条の2第4項)により、監査等委員の請求に

基づき、当社が適切にこれを負担する。

[整備状況]

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの法令遵守等に関する行動基準を規定した「企業倫理規範」を社内イントラネットに掲載し、役員・従業員への周知を図っています。また、同規範に基づき、役員をはじめとする各層に対し階層別教育を実施しています。
 - ・内部統制推進室は、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示しています。
 - ・企業倫理推進委員会を年2回開催し、法令遵守状況の報告等を行っています。
 - ・金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。
 - ・取締役会規則に基づき、社外取締役及び社外監査役出席のもと、2021年3月期は13回の取締役会を開催し、重要な事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務の執行状況の報告を受けています。
 - ・法令違反等の通報窓口として、社内窓口及び社外の弁護士との2通りの窓口を定めた内部通報制度を導入しており、その運用状況を企業倫理推進委員会、取締役会において報告しています。
 - ・「東邦チタニウムグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査及び契約上の措置等を実施しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・請議書、取締役会議事録等の文書については、法令及び「文書取扱規則」に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む。）を行っています。
 - ・「機密情報管理規則」、「内部情報管理規則」、「個人情報取扱規則」等の規則に基づき、営業秘密、重要な内部情報及び個人情報の保護を行っています。
 - ・法令及び証券取引所の規則に従い、会社情報の適時、適切な開示を行っています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を制定してリスク管理基本方針を定め、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は年2回開催し、当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性の協議・承認等を行うとともに、リスク管理の実施状況の確認とフォローを行っています。
 - ・緊急事態が発生した場合に備え、「危機・緊急事態対応規程」を定めており、特に地震や重大事故発生時の対応についてはマニュアルを策定しています。また、地震後の復旧手順等を定めたBCPを策定しています。
 - ・デリバティブ取引に関して、「為替予約管理規則」や「先物取引管理規則」を制定し、管理しています。
 - ・事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たり、事業運営や投資に伴うリスクへの対応策を織り込むようにしています。
4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社及び子会社は、効率的な業務遂行のため、「決裁権限基準表」、「職制」等の規程を定めています。
 - ・当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。
 - ・当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査役(2020年6月18日以降は常勤の監査等委員である取締役)及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っています。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の事業運営については、年2回開催するグループ経営会議においてグループの方針の伝達・徹底を図っています。
 - ・子会社の予算、事業計画その他一定の重要事項については、事前に当社の決裁権限基準表に基づく決裁を行っています。
 - ・子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を行っています。
 - ・当社は、当社の親会社とは別に独自に内部統制システムを構築しています。但し、適宜、情報交換を行い、連携を図っています。
6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・総務人事部が適宜監査等委員会を補助しており、監査等委員会はその職務を補助する専任の使用人を置くことを求めているため、その職務補助のための専任の使用人は置いていません。
 - ・取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査等委員会に報告しています。また、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査等委員会に報告することとしています。
 - ・当社グループの使用人は、監査等委員会の求めにより往査に応じるとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査等委員会に報告することとしています。
 - ・内部通報制度において、会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを規定しており、監査等委員会への報告もこれに準じて取り扱うこととしています。
 - ・各部門、各箇所は、監査等委員会の監査に協力的に応じています。
 - ・常勤の監査等委員は執行役員会、業務報告会等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。
 - ・代表取締役その他の経営陣は監査等委員会との会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行うほか、会合の中で監査等委員会が求める事項について報告を行っています。
 - ・内部統制推進室は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に報告しています。
 - ・当社は、監査等委員会の職務の執行に係る費用又は債務について、監査等委員会の請求に基づき、適切にこれを負担しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、不当な取引・要求には一切応じないことを基本方針とし、東邦チタニウムグループ企業倫理規範の行動基準においてその旨を規定しております。

上記基本方針を受け、社内規程で反社会的勢力への対応の概要を定めるとともに、取引先については反社会的勢力該非調査等を随時行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 重要な意思決定

重要な意思決定（子会社・関連会社に係る重要な意思決定を含む）に関しては、「決裁権限基準」等の社内規程で定めるところにより、取締役会、執行役員会の決議等の手続きを経ることとしております。

2. 重要な発生事実の把握

重要な発生事実（子会社・関連会社に係る重要な発生事実を含む）に関する情報は、原則として担当部門から情報取扱責任部署である経営企画部に集約し、同部を通じ取締役会、執行役員会等へ報告することとしております。

3. 決定事実及び発生事実の開示

以上の手続きの過程で適時開示が必要と判断された重要事実に係る情報は、東京証券取引所規則等に従い速やかに開示することを徹底しております。

開示の要否並びに具体的時期、方法及び内容は、情報取扱責任者である経営管理本部長が一次的に判断の上、社長が最終的な決定を行っております。なお、開示の要否は、法令、東証規則等に従って判断しておりますが、開示が義務付けられていない事実についても、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすものについては、積極的に開示するように努めております。

4. 決算情報の開示

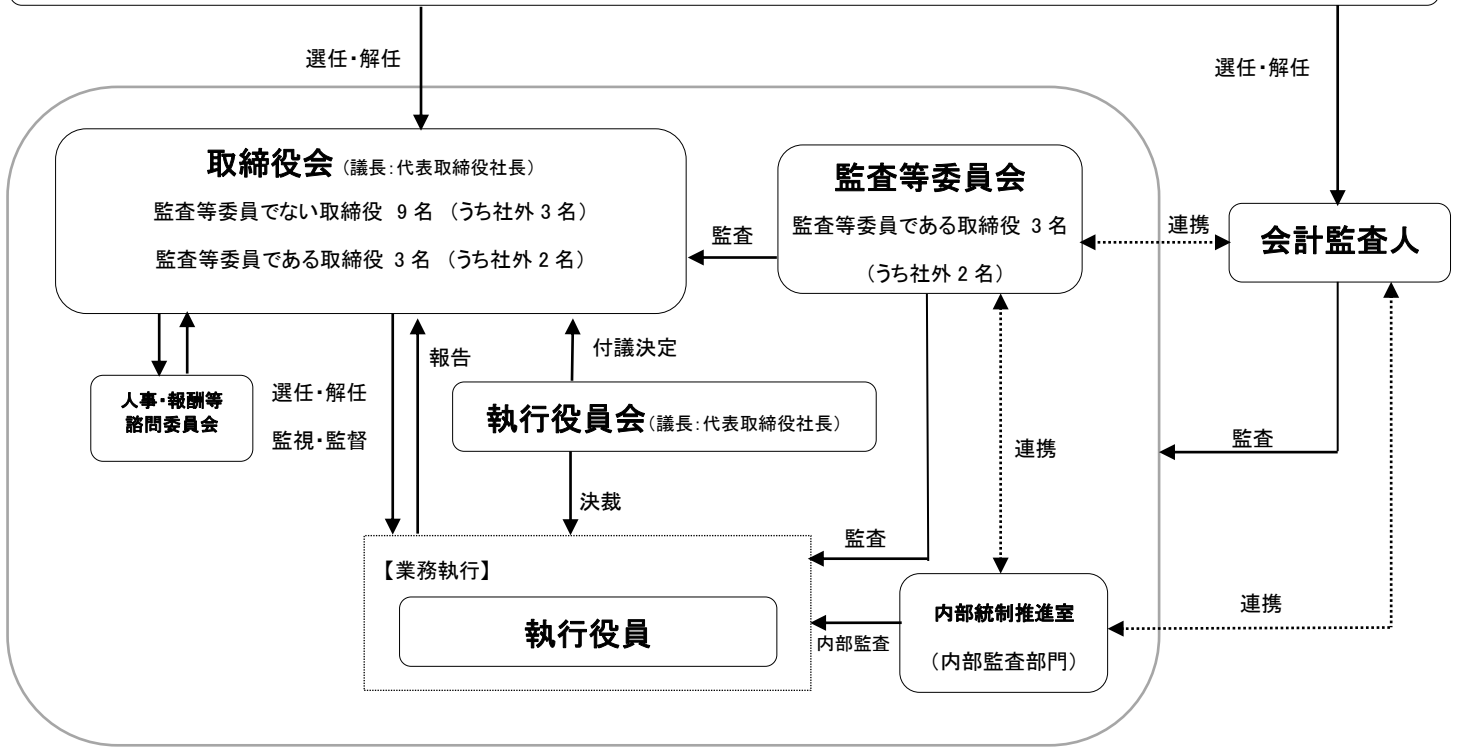
決算に関する情報は、経営企画部経理グループが資料を作成し、取締役会の承認を経て、開示を行っております。

業績見通しについては、取締役会及び執行役員会において随時見直しを行い、公表した従前の予想値と比較して大きな差異が見込まれる場合は、速やかに公表することとしております。

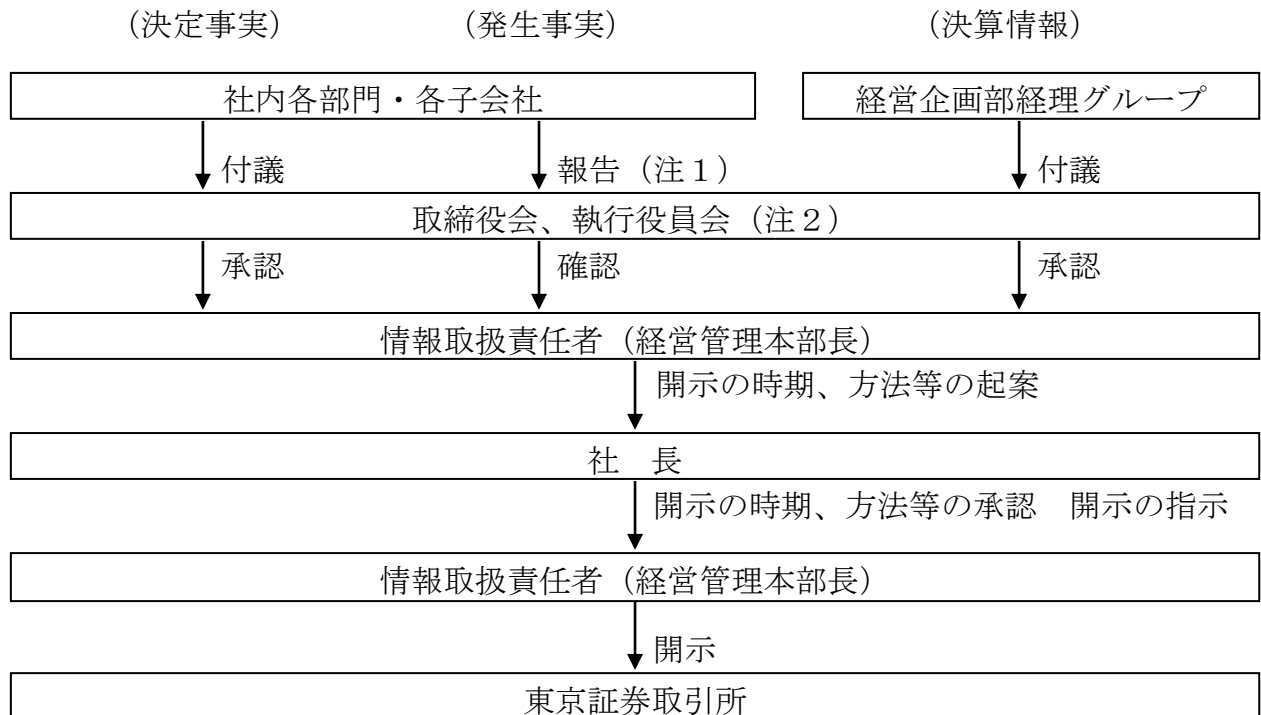
5. その他

開示は、社長の承認を得た上で、情報取扱責任者である経営管理本部長又はその指名する者が行います。経営企画部は、情報取扱責任者の指示により、開示文案の作成等の実務を行います。

株 主 総 会



適時開示手続きの業務フロー



(注1) 緊急を要する発生事実に関する情報は、社長の判断により、取締役会への報告の前に開示することができる。

(注2) 執行役員会：

執行役員、常勤の監査等委員である取締役及び社長が指名するその他の者で構成。
会社の重要事項に関する審議及び社長への意見具申並びに業務執行に関する報告、連絡、調整を目的とする。